|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| 受付日 |  |

※環境省使用欄なので記載を要しない

平成30年度　廃棄物処理施設整備事業費補助金

（廃棄物リサイクル施設整備事業）

応募書類

（応募事業者名（代表業務責任者））

（共同事業実施協力者名）

※赤字注釈および１１．本業務で計上できる経費は、記載時には削除して使用して下さい。

※応募資料は、原則として文字サイズは10.5ポイント、英数字は半角を基本として、Ａ４版で作成して下さい。図表等、Ａ４版では判読が困難となる場合は、Ａ３版を使用して下さい。

※業務内容の概要図や地図・写真・図表等を用いる場合には、各記載欄に直接貼り付けるほか、別添資料として添付して下さい。その際、どこの項目の参考資料であることがわかるよう注釈や資料番号を付すようにして下さい。

**平成30年度　廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）**

**応募申請書**

１．基本的事項

（字数制限のない欄に関しては、適宜記載欄を広げて使用して下さい。）

（１）応募事業者（代表業務責任者）

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | |  | | | | | |
| 住所 | |  | | | | | |
| 担当者氏名 | |  | | | | | |
| 担当者所属・役職 | |  | | | | | |
| E-mail |  | | | TEL/FAX | |  | |
| 廃棄物リサイクル施設整備事業に関する業務の実績（最大５件まで） | | | | | | | |
| 業務名 | | | 発注機関 | | 履行期間 | | 業務内容 |
|  | | |  | |  | |  |

　※応募事業者の情報を記載して下さい。別添として、企業概要等のパンフレット、経理状況説明書（直近２決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄附行為を添付して下さい。

　※環境省からの連絡は、本欄に記載された担当者を通じて行うので、応募内容等が分かる者として下さい。

（２）共同事業実施協力者

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業者名 | |  | | | | | |
| 住所 | |  | | | | | |
| 担当者氏名 | |  | | | | | |
| 担当者所属・役職 | |  | | | | | |
| E-mail |  | | | TEL/FAX | |  | |
| 廃棄物リサイクル施設整備事業に関連する業務の実績（最大５件まで） | | | | | | | |
| 業務名 | | | 発注機関 | | 履行期間 | | 業務内容 |
|  | | |  | |  | |  |

　※共同事業実施協力者（以下「共同事業者」という。）の情報を記載。別添として、企業概要等のパンフレット、経理状況説明書（直近２決算期に関する貸借対照表及び損益計算書）及び定款又は寄附行為を添付して下さい。

　※環境省からの連絡は、原則として、代表業務責任者を通じて行います。共同事業者が複数いる場合には、記載欄を増やして下さい。

（３）実施体制・役割分担

|  |
| --- |
| ※業務の実施体制・役割分担を記載して下さい。  ※共同事業者がいる場合には、代表業務責任者との事業の役割分担・共同事業実施予定額がわかるように記載して下さい。また、共同事業者を選定した理由を具体的に記載して下さい。  ※事業採択後に共同事業者の変更を行う場合は、環境省担当官が認めた場合のみに限ります。 |

（４）応募業務の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 対象とする  地方公共団体名 |  |
| 概算事業費（税込み）  及び補助対象経費 | ○○千円（○○千円）  うち補助対象経費○○千円（○○千円）  ※事業の実施に必要な金額を記載してください。 |
| 事業実施期間 | 交付決定日～平成○年○月○日まで |

２．事業内容

（各欄とも字数制限はありませんので、適宜記載欄を広げて使用して下さい）

|  |
| --- |
| （１）業務の意義 |
| ※本事業の目的を踏まえつつ、本事業を実施することにより、帰還困難区域の復興・再生にどのように寄与するかをできるだけ具体的に記載して下さい。 |
| （２）事業の概要 |
| ※事業の概要を記載して下さい。記載にあたっては、事業内容の概要図や地図・写真・図表等を用いて、本欄に直接貼り付けるか、別添資料として添付して下さい。その際、本欄の参考資料であることがわかるよう注釈や資料番号を付すようにして下さい。  ※事業工程表を用いて、各月ごとに何を、どのような工程で実施するのかが明らかにわかるよう、添付書式を参考に作成して下さい。 |

３．廃棄物処理の課題の解決への貢献

（字数制限はありませんので、適宜記載欄を広げて使用して下さい）

|  |
| --- |
| ※本事業を実施することで帰還困難区域が抱える廃棄物処理の課題に対してどのようにアプローチでき、どのように復興再生に貢献できるかについて、できるだけ具体的に記載してください。  ※本事業による貢献がどの程度の影響をもたらしうるか、できるだけ定量的に記載してください。 |

４．浜通りの産業創生の加速化への貢献

（字数制限はありませんので、適宜記載欄を広げて使用して下さい）

|  |
| --- |
| ※本事業を実施することで浜通りの産業創生の加速化にどのように貢献できるかについて、できるだけ具体的に記載してください。  ※本事業による貢献がどの程度の影響をもたらしうるか、できるだけ定量的に記載してください。 |

５．地方公共団体等との連携

（字数制限はありませんので、適宜記載欄を広げて使用して下さい）

|  |
| --- |
| ※地方公共団体、地域団体、地元企業等と連携して実施した活動があれば、活動内容を具体的に記載してください。  ※対象とする地方公共団体に関する過去の業務実績について、業務名、発注機関、履行期間、業務内容を最大５件まで記載してください。 |

６．平成30年度　廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）　経費内訳書

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 所要経費 |  | (1)総事業費 | | (2)寄付金その他の収入 | | (3)差引額  ((1)－(2)) | (4)補助対象経費支出予定額 |
| 円 | | 円 | | 円 | 円 |
| (5)選定額  (3)と（4）を比較して少ない方の額 | | (6)補助金所要額  （5）×補助率  （小数点以下切捨） | |  |  |
| 円 | | 円 | |  |  |
| 補助対象経費支出予定額内訳 | | | | | | | |
| 経費区分・費目 | | | 金額（円） | | 積算内訳 | | |
| 工事費  事務費  車両費 | | |  | |  | | |
| 合計 | | | 円 | |  | | |

※本様式は、各作業に必要な人員数、必要な経費等の内訳書を含む詳細な見積を記載して下さい。

※共同実施者がいる場合には、共同実施者が行う事業の内訳もわかるように記載して下さい。

※作成にあたっては、次ページの「７．本業務で計上できる経費について」の説明を参照の上作成して下さい。

７．本事業で計上できる経費について

　本事業で直接経費として計上できる経費の区分及びその説明は下記のとおりです。

１． 直営施工の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ区分 | Ⅱ費目 | Ⅲ細分 | Ⅳ基準額 | |
| 工事費 | 本工事費 | 材料費 | 別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。 | |
|  |  | 労務費 | 別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  |  | 労務者  保険料 | 交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって関係各法令に定められた額の合計額とする。 | |
|  |  | その他諸費 | 材料費、労務費及び労務者保険料以外の経費で本工事に要する諸掛りの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費、委託料）とし、環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  | 付帯工事費 | 土地造成費  搬入道路等工事費  門・囲障等　工事費  その他の工事費 | 施設設備の付帯工事費に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。  算定方法は本工事費に準じて算出すること。 | |
|  | 用地費及び補償費 |  | 用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  | 調査費 |  | 調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  | 機械器具費 |  | 環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  | 営繕費 |  | 当該直営施工に係る工事費（営繕費及び工事雑費を除く。以下この項において「工事費」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。  （１）工事費が1,000万円以下の場合  5.0％  　（２）工事費が1,000万円を超え  　　　　 3,000万円以下の場合 　　　　　　　　　4.0％  　（３）工事費が3,000万円を超え  　　　　10,000万円以下の場合　　　　　　　　　 3.0％  　（４）工事費が10,000万円を超える場合  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 2.0％ | |
|  | 工事雑費 |  | 直営施工に係る工事費（工事雑費を除く｡)に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  直営施工に係る工事費（工事雑費を除く｡) 　　　3.5％ | |
| 事務費 | 旅費及び  庁費 |  | 工事費（工事雑費を除く｡)に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 | |
|  |  |  | (1) 工事費が 5,000万円以下の場合  (2) 工事費が 5,000万円を超え  10,000万円以下の場合  (3) 工事費が10,000万円を超え  30,000万円以下の場合  (4) 工事費が30,000万円を超え  50,000万円以下の場合  (5) 工事費が50,000万円を超え  100,000万円以下の場合  (6) 工事費が100,000万円を超える場合 | 3.5％  3.0％  2.5％  2.0％  1.0％  0.5％ |
| 車 両 費 | 購入費 |  | 不燃性廃棄物の収集運搬に必要な車両の整備に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 |  |

２．請負施工の場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅰ区分 | Ⅱ費目 | Ⅲ細分 | Ⅳ基準額 | |
|  |  | (直接工事費) |  | |
| 工事費 | 本工事費 | 材料費 | 別に定める「主要資材単価」の範囲内で事業実施可能な単価を基準とし、環境大臣に協議して承認を得た額。 | |
|  |  | 労務費 | 別に定める「職種別賃金日額」及び「工事設計標準歩掛表」の範囲内で事業実施時期、地域の実情等を考慮し環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  |  | 直接経費 | 直接工事費のうち直接経費については、特許使用料、水道、光熱、電力料（工事施工に直接必要とする分）の費用で環境大臣に協議し承認を得た額及び機械器具損料の合計額とする。  このうち、機械器具損料については、別に定める「機械器具損料表」による。 | |
|  |  | (間接工事費) |  | |
|  |  | 共通仮設費 | 間接工事費のうち、共通仮設費については、  (1) 工事の施工に必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用  (2) 準備、跡片付け整地等に要する費用  (3) 機械設備の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用  (4) 仮設工事材料置場等の土地の借上げに要する費用及び電力用水等の基本料金に要する費用  (5) 技術管理に要する費用  (6) 現場事務所、労務者宿舎及び資材置場等の営繕に要する費用（以下「営繕損料」という。）  (7) 労務者輸送に要する費用（以下「労務者輸送費」という。）  (8) 交通の管理、安全施設に要する費用  (9) 環境対策に要する費用  の合計額をいう。  営繕損料については、直接工事費と共通仮設費の合計額（以下「純工事費」という｡)から共通仮設費のうちの営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。 | |
| Ⅰ区分 | Ⅱ費目 | Ⅲ細分 | Ⅳ基準額 | |
|  |  |  | なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。 | |
|  |  |  | (1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費、安全環境対策費を除く。以下(2)～(4)において同が 500万円以下の場合  (2) 純工事費が 500万円を超え  1,000万円以下の場合  (3) 純工事費が1,000万円を超え  3,000万円以下の場合  (4) 純工事費が 3,000万円を超える場合 | 費及び  じ。）  2.5％  1.9％  1.5％  1.0％ |
|  |  |  | 労務者輸送費については、純工事費から共通仮設費のうち営繕損料、労務者輸送費、安全費及び環境対策費を除いた額に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。 | |
|  |  |  | (1) 純工事費（営繕損料、労務者輸送費、安全環境対策費を除く。以下(2)～(9)において同が 100万円以下の場合  (2) 純工事費が100万円を超え  200万円以下の場合  (3) 純工事費が200万円を超え  500万円以下の場合  (4) 純工事費が500万円を超え  800万円以下の場合  (5) 純工事費が800万円を超え  2,000万円以下の場合  (6) 純工事費が2,000万円を超え  3,000万円以下の場合 | 費及び  じ。）  7.0％  5.5％  4.3％  3.3％  2.0％  1.7％ |
| Ⅰ区分 | Ⅱ費目 | Ⅲ細分 | Ⅳ基準額 | |
|  |  |  | (7) 純工事費が3,000万円を超え  5,000万円以下の場合  (8) 純工事費が5,000万円を超え  10,000万円以下の場合  (9) 純工事費が10,000万円を超える場合  前号において算出される額の最高額。 | 2  1.3％  0.8％ |
|  |  | 現場管理費 | 純工事費（当該施設の工事に支給品がある場合には、支給品費を加算し、特殊製品（付表）がある場合には、当該特殊製品費の２分の１に相当する額を減額すること。以下同じ。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。 | |
|  |  |  | (1) 純工事費が1,000万円以下の場合  (2) 純工事費が1,000万円を超え  2,000万円以下の場合  (3) 純工事費が2,000万円を超え  5,000万円以下の場合  (4) 純工事費が5,000万円を超え  7,000万円以下の場合  (5) 純工事費が 7,000万円を超える場合 | 12.5％  10.5％  9.0％  8.0％  7.5％ |
|  |  | 一般管理費 | 直接工事費と間接工事費の合計額（以下「工事原価」という。）に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  なお、やむを得ない事由により工事を分割して施工する場合は、当該分割した工事ごとに算出すること。  この場合、各対応額の率を適用して算出した額が直近下位の最高額に満たない場合には、当該最高額の範囲内において増額することができる。 | |
|  |  |  | (1) 工事原価が 500万円以下の場合  (2) 工事原価が 500万円を超え  1,000万円以下の場合 | 14.0％  13.5％ |
| Ⅰ区分 | Ⅱ費目 | Ⅲ細分 | Ⅳ基準額 | |
|  |  |  | (3) 工事原価が 1,000万円を超え  4,000万円以下の場合  (4) 工事原価が 4,000万円を超え  10,000万円以下の場合  (5) 工事原価が10,000万円を超え  20,000万円以下の場合  (6) 工事原価が20,000万円を超える場合 | 13.0％  12.5％  12.0％  11.5％ |
|  | 付帯工事費 | 土地造成費  搬入道路等工事費  門・囲障等　工事費  その他の工事費 | 施設設備の付帯工事費に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。  算定方法は本工事費に準じて算出すること。 | |
|  | 用地費及び補償費 |  | 用地取得及び補償等に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  | 調査費 |  | 調査、測量及び試験等に要する費用で環境大臣に協議し承認を得た額。 | |
|  | 工事雑費 |  | 請負施工に係る工事費（工事雑費を除く｡)に次に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。　　　　　　　 1.0％ | |
| 事務費 | 旅費及び  庁費 |  | 工事費（工事雑費を除く｡) に次の各号に定める率を乗じて得た額の範囲内とする。  なお、各対応額の率を適用した場合の額が直近下位の最高額に満たない場合は、当該最高額の範囲内において増額することができる。 | |
|  |  |  | (1) 工事費が 5,000万円以下の場合  (2) 工事費が 5,000万円を超え  10,000万円以下の場合  (3) 工事費が10,000万円を超え  30,000万円以下の場合  (4) 工事費が30,000万円を超え  50,000万円以下の場合  (5) 工事費が50,000万円を超え  100,000万円以下の場合  (6) 工事費が100,000万円を超える場合 | 3.5％  3.0％  2.5％  2.0％  1.0％  0.5％ |
| 車 両 費 | 購入費 |  | 不燃性廃棄物の収集運搬に必要な車両の整備に要する必要最小限度の範囲で環境大臣に協議し承認を得た額。 |  |

付表

特殊製品とは、次のものをいう。

管、弁類、ポンプ、モーター、コンクリート製並びに鉄製杭、計測設備、電気設備、破砕機、圧縮機、切断機、脱臭設備、脱水機、攪拌装置、ウェストバーナー、脱硫装置（主として乾式）、撤水機、滅菌機、ブロアー、ボイラー、加温設備、汚泥かき寄機、高圧ポンプ、コンプレッサー、熱交換機、反応塔、油圧装置、コンベアー、レンガ、ストッカー、灰出設備、電気集塵機、サイクロン、その他完成された製品として設置することによって効用を発揮するものをいう）。ただし、現場加工されるものを除く。

平成30年度　廃棄物処理施設整備事業費補助金（廃棄物リサイクル施設整備事業）

（添付）

　工程表

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 平成３０（３１）年度 | | | | | | | | | | | |
| ４月 | ５月 | ６月 | ７月 | ８月 | ９月 | １０月 | １１月 | １２月 | １月 | ２月 | ３月 |
|  | ※できるだけ細かく記載して下さい。１ページに収まらない場合には、ページを分けて作成して下さい。  ※年度毎に工程表を作成して下さい。  ※年度末までに事業実績報告書の提出が必要ですので、業務報告書の作成期間も含めて事業工程を組んで下さい。 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |